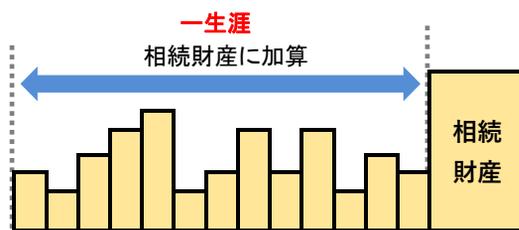


V.日本の政府が参考にする 諸外国の相続税・贈与税制度

2021年度税制改正大綱では、諸外国の相続税・贈与税制度を参考にすることが明記されました。税制改正大綱発表前に財務省から公表された資料では、日本の政府が参考にする諸外国の相続税・贈与税の制度としてアメリカ・ドイツ・フランスの制度が掲載されていました。財務省から公表されたこれら諸外国の制度について、紹介します。

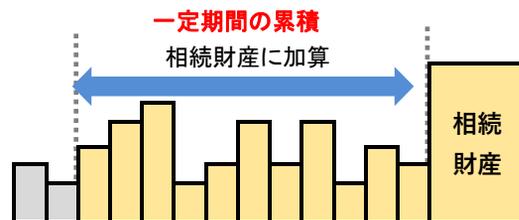
アメリカ

アメリカでは、贈与税と遺産税(日本の相続税)が統合されており、**一生涯の累積贈与財産の額と相続財産額に対して一体的に課税する制度**を採用しています。



ドイツ・フランス

ドイツ・フランスでは、贈与税と相続税が統合されており、**一定期間(独10年、仏15年)の累積贈与財産の額と相続財産額に対して一体的に課税する制度**を採用しています。



財務省「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について」に基づき作成

諸外国の制度の特徴

- ✓ 諸外国では、一定期間の贈与財産の額と相続財産の額を累積して課税すること等によって、資産移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられています。
- ✓ アメリカ・ドイツ・フランスでは、贈与税・遺産税(相続税)の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度が設られています。